

市からの 連絡帳

税・年金

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 4月14日(土)・15日(日)午前9時～午後4時

場 いずれも田無庁舎のみ

- 市税…納税課(4階)
- 国民健康保険料…保険年金課(2階)

内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

▶納税課 **田** ☎042-460-9832

▶保険年金課 **田** ☎042-460-9824

固定資産税の

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、ほかの土地や家屋の価格との比較を通じて確認できます。

時 4月2日(月)～5月31日(木)

場 資産税課(田無庁舎4階)

※保谷庁舎では縦覧できません。

対 ①市内の土地・家屋の固定資産税納税者 ②①の同居の親族 ③①の委任を受けた方 ④納税管理人

持 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など顔写真入りの証明書、または5月1日に発送予定の納税通知書) ※代理人の場合は委任状も必要 ※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができます。

※「固定資産名寄帳」は、縦覧期間中、手数料が無料となります。

※平成22年度まで4月上旬に発送していた課税資産明細書は、平成23年度から納税通知書の中に課税明細書として併せて載せています。これは課税されている土地・家屋を示しており、課税していない物件(道路など)は表示していません。 ※土地と家屋の評価は3年ごとに見直し(評価替え)が行われ、平成30年度は評価替えの年度です。

▶資産税課 **田**

☎042-460-9829・9830

国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の学生で、公的年金に加入していない方は、国民年金への加入と保険料の納付が義務づけられていますが、学生納付特例を申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

□前年度以前に学生納付特例承認済みの方 在学者には、年金事務所から申請書が4～6月ごろ順次郵送されます。同封の返信はがきにご記入のうえお送りください。

※在学する学校の変更(大学院進学など)や在学期間の延長などがある場合は、再度窓口での申請が必要

□初めて学生納付特例を申請する方

※申請は毎年度必要

対 学生で申請年度前年の本人所得が一定額以下、または失業などの理由がある方 ※承認期間は年金受給資格期間には含まれますが、受給額計算には含まれません。 ※一部非対象校あり。承認後の納付は任意

□申請

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 学生証(コピー可。裏面まで)または在学証明書(原本)・離職票など

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

▶保険年金課 **田** ☎042-460-9825

福祉・教育

障害福祉課窓口到手話通訳者配置

両庁舎での手続き・相談などで必要な場合にご利用ください。

□手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎 毎月第1(水)	田無庁舎 毎月第3(金)
4月4日	4月20日
5月2日	5月18日

上記日程で通訳をご利用の方は、障害福祉課(両庁舎1階)窓口にお越しください。 ※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細は、お問い合わせください。

▶障害福祉課 **保** ☎042-438-4034

保 ☎042-438-4321

就学援助費の申請受付

教育費にお困りの家庭へ学用品や学校給食費などの学校で掛かる費用の一部を援助します。前年度に引き続き希望する方も再度申請してください。

対 ●保護者と児童・生徒が在住 ●国公立小・中学校に在学 ●平成29年の世帯の収入金額が生活保護基準額表から算出

した需要額(家族構成により異なる)の1.5倍未満

※火災や天災などに遭われた方はお問い合わせください。

□援助内容 学用品・通学用品費、新入学生学用品費、修学旅行・移動教室・校外活動費、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫歯・中耳炎など)の治療費

◆申請受付

時・場 ●4月9日(月)～27日(金)・教育企画課(保谷庁舎3階)

●4月16日(月)～20日(金)・田無庁舎1階

口ビー ※郵送での受付不可

持 ①就学援助費申請書(●市内在学者…4月上旬に学校で全員へ配布 ●市外在学者…受付窓口で配布)

②添付書類(いずれもコピー可)

●給与収入のある方…平成29年分の源泉徴収票 ●自営収入のある方…平成29年分の所得税の確定申告控えなど ●そのほか収入のある方…昨年得た収入が証明できるもの ●賃貸住宅にお住まいの方…賃貸契約書など、平成29年12月の家賃額が分かるもの

▶教育企画課 **保** ☎042-438-4071

平成30年度から就学援助費

(新入学準備金)の入学前支給開始

平成31年4月に小・中学1年生となる子どものいる家庭で、経済的理由により就学困難と認められる場合、これまで入学後の7月末に支給していた新入学学用品費が入学前に受けられるようになります(入学前の支給では「新入学準備金」)。詳細は、9月上旬にご案内予定です。

□支給金額(予定)

新小学1年生…4万600円

新中学1年生…4万7,400円

▶教育企画課 **保** ☎042-438-4071

暮らし

飼い主のいない猫の

不妊・去勢手術費の助成

飼い主のいない猫に関する苦情・相談が寄せられています。これらは飼い猫が捨てられて繁殖したものです。

市ではこうした不幸な猫の数を減らし、問題や被害を防ぐため、不妊・去勢手術

費用の一部を助成しています。

対 在住・在勤・在学の個人または団体で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

□助成条件 ●市が指定する動物病院で手術を受けさせ、不妊・去勢済みであることが外見から判断できる措置(耳カット)に同意できる

●猫の餌場の清掃、ふん尿処理など、地域住民の理解を得られるよう努める

□助成額 ●不妊手術(雌)…1万円まで

●去勢手術(雄)…5,000円まで

※対象となるのは不妊・去勢手術のみ

(そのほかの処置などは申請者負担)

申 4月2日(月)から(申込順) ※予算に限りがあるため事前に電話でご相談ください。詳細は、市 **HP** をご覧ください。

▶環境保全課 **保** ☎042-438-4042

スポーツ・運動施設の指定管理者

管理・運営を行う指定管理者を指定しました。新しいイベントや教室にぜひご参加ください。

□指定期間 平成30～34年度

□指定管理者 東京ドームグループ

□対象 スポーツ・運動施設 全10施設

問 スポーツセンター

☎042-425-0505

▶スポーツ振興課 **保**

☎042-438-4081

新座市のテニスコートが利用できます

西東京市民の方は、利用月の前月の25日から、新座市公共施設予約システムまたは新座市民総合体育館窓口にて申込ができます(事前に個人登録が必要)。

□庭球場(いずれもクレーコート)

●栄(8面) ●本多(5面)

●西堀(4面) ●野火止(3面)

問 新座市民総合体育館

☎048-478-8011

▶スポーツ振興課 **保**

☎042-438-4081

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、指導・助言などをします。

時・場 4月21日(土)午前9時30分～午後

傍聴 審議会など

■総合計画策定審議会

時 4月16日(月)午前9時30分

場 田無庁舎3階

内・定 後期基本計画の各論^{ほか}・5人

▶企画政策課 **田**

☎042-460-9800

■地域福祉計画策定・普及推進委員会

時 4月17日(火)午後7時

場 保谷庁舎2階

内・定 第4期地域福祉計画^{ほか}・5人

▶生活福祉課 **保**

☎042-438-4024

■子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会

時・場 ●4月4日(水)午後7時・田無庁舎2階

●23日(月)午後2時30分・西東京市民会館

内・定 (仮称)子ども条例・各8人

▶子育て支援課 **田**

☎042-460-9841

児童扶養手当・特別児童扶養手当 4月分から手当額が改定

ひとり親家庭などの方に支給される児童扶養手当および中・重度の障害のある子どもを養育している方に支給される特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.5%引き上げとなりました。

※支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。 ▶子育て支援課 **田** ☎042-460-9840

◆改定後の額(月額)

□児童扶養手当

単位：円

対象児童		全部支給		一部支給	
		新	旧	新	旧
1人目	手当額	42,500	42,290	10,030～42,490	9,980～42,280
2人目	加算額	10,040	9,990	5,020～10,030	5,000～9,980
3人目以降 (1人につき)	加算額	6,020	5,990	3,010～6,010	3,000～5,980

□特別児童扶養手当

単位：円

等級	手当額	1級(重度)		2級(中度)	
		新	旧	新	旧
		51,700	51,450	34,430	34,270